

函館圏都市計画地区計画の変更（函館市決定）

都市計画函館駅周辺地区地区計画を次のように変更する。

平成 30年 4月 1日  
函館市告示 第132号  
(変更)

1 地区計画の方針

名 称	函館駅周辺地区地区計画	
位 置	函館市若松町の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約 9. 8ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR函館駅を中心とする地区であり、函館市の交通・商業および業務の中心として発展してきたが、近年、東部、北部への人口移動などに伴う商業・業務核の分散化により、都市機能の低下をきたしている。</p> <p>そこで、本計画では土地区画整理事業により道路など都市施設を整備し、高次都市機能の新しい集積拠点として、活力と賑わいのある高度な都市空間の形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発および保全に関する方針	土地利用の方針	<p>新しい都市機能を備えた施設の配置を含め、適正かつ合理的な土地の高度利用を図るため、当該地を次の5地区に細区分し、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用を図る。</p> <p>1 交通拠点A地区 北海道の玄関口として、広域的な集客に対応した商業、業務の機能を併せ持った複合的な駅舎の整備を図るとともに、土地の高度利用を推進し、歩行者空間として安全で快適なオープンスペースの創出を図る。</p> <p>2 交通拠点B地区 函館観光の顔である函館朝市やウオーターフロントを中心とした観光関連施設利用者に対応した、鉄道、駅前広場、道路交通体系との一体的な交通施設の整備を図る。</p> <p>3 商業業務A地区 周辺の駅前・大門地区の商業業務機能との連続性に配慮し、駅前広場、国道5号に面する地区としての条件を生かした、魅力ある商業業務地区の形成を図る。</p> <p>4 商業業務B地区 JR函館駅、函館朝市およびシーポートプラザとの連続性、一体性に配慮した観光商業地区として土地の高度利用を推進し、歩行者空間として安全で快適なオープンスペースの創出を図る。</p> <p>5 商業業務C地区 JR函館駅や周辺の商業業務機能との連続性に配慮しながら、新たなにぎわいを創出する、公益的機能を有した複合型商業業務施設を誘導し、デザイン性の高い魅力ある商業業務地区の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>1 建築物については、安全で快適な歩行者空間を創出するよう、適切なオープンスペースの確保の誘導を図る。</p> <p>2 地区計画の目標および土地利用の方針に基づき、それぞれの地区にふさわしい建築物の用途の誘導を図る。</p>